

様式第1号

総会の開催について（お知らせ）

- 1 総会の名称： 千葉市居住支援協議会 令和8年度定期総会

- 2 議題：
 - 第1号議案 令和7年度事業報告及び会計報告について
 - 第2号議案 令和8年度事業計画（案）及び予算（案）について
 - 第3号議案 一般社団法人千葉県居住支援法人協議会の本協議会への加入及びそれに伴う千葉市居住支援協議会会則の一部改正について
 - 第4号議案 部会長及び構成員の選任について

- 3 開催日時： 令和8年4月24日（金） 10:00 ～

- 4 開催場所： 千葉市役所本庁舎2階 XL会議室203
千葉市中央区千葉港1番1号

- 5 傍聴者の定員： 5人

- 6 傍聴者の決定方法： 当日先着順

- 7 問い合わせ先： 千葉市住宅供給公社
電話 043-301-6271

- 8 注意事項：
 - （1）傍聴の受付は、9時45分から会議室の前で行います。
 - （2）会議室において、録画、録音等を行わないでください。
 - （3）その他会議の支障となる行為はしないでください。
 - （4）会議当日、傍聴要領を配布します。傍聴要領の記載事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

傍 聴 要 領

千葉市居住支援協議会

- 1 傍聴する場合の手続（※当日先着順に傍聴者を決定する場合）
傍聴の受付は、先着順に行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

- 2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項
 - (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
 - (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。
 - (4) 会議場において、録画、録音等を行わないでください。また、写真撮影は総会冒頭のみ可とします。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
 - (5) 会議場において、飲食及び喫煙はしないでください。
 - (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
 - (7) その他会議の支障となる行為はしないでください。

- 3 傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。